

当基金は 代行返上方針を議決しました

当基金は、去る12月12日(金)に開催された臨時代議員会において、代行返上方針を議決しました。
代行返上とは、「国に代わって運営している代行部分の年金資産を国に返し、残る基金独自の年金資産で新たな企業年金に移行する」ことをいいます。

なお、議決に至る検討の経緯及びスケジュールは、以下のとおりです。

検討の経緯

平成26年4月に施行された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、厚生年金基金には極めて厳しい存続基準が設けられました。これにより、厚生年金基金は原則5年以内に「存続」「解散」「代行返上」のいずれかを選択する必要があるとあり、一昨年9月の理事会・代議員会で代行返上の方向で検討を進めていくことを決定しました。

これを受けて、下記の検討経緯のとおり約1年かけて検討を進めてまいりました。その結果、去る12月12日に開催された臨時代議員会において、当基金の財政状況から新制度への移行が可能であることを踏まえ、代行返上方針を議決しました。

なお、新制度の詳細については、慎重に検討を進めることとしており、詳細が決まった段階で改めて皆様にお知らせすることとしております。

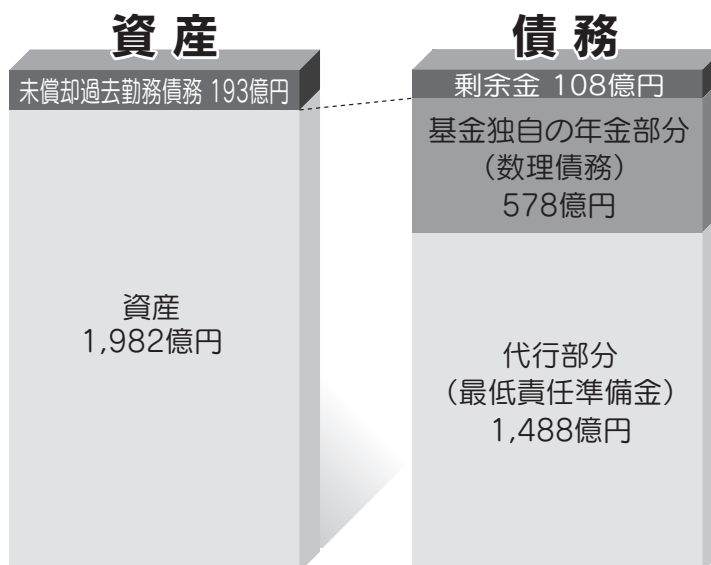
◆検討経緯

年 月	会 議 名	内 容
平成25年9月	第214回 理 事 会 第104回 代議員会	●対応方針として代行返上の方向で検討を進めることを決定
〃 12月	第215回 理 事 会	●代行返上検討にあたって留意すべき事項等について検討
平成26年2月	第216回 理 事 会	●新年金制度の概要を検討
	第105回 代議員会	●代行返上について検討
〃 5月	第217回 理 事 会	●新年金制度の概要を検討
〃 6月	第218回 理 事 会 第106回 代議員会	●新年金制度の概要及び今後のスケジュールを検討
〃 8月	理事・代議員による 勉強会	●平成26年3月末決算予測値に基づいた新制度への移行の検証
〃 9月	第219回 理 事 会 第107回 代議員会	●平成26年3月末基準の財政決算（次ページ「当基金の財政状況」参照）を踏まえて、新制度に移行が可能であることを確認 ●新制度に移行が可能という判断をもとに、12月の臨時代議員会において代行返上方針を議決することを決定

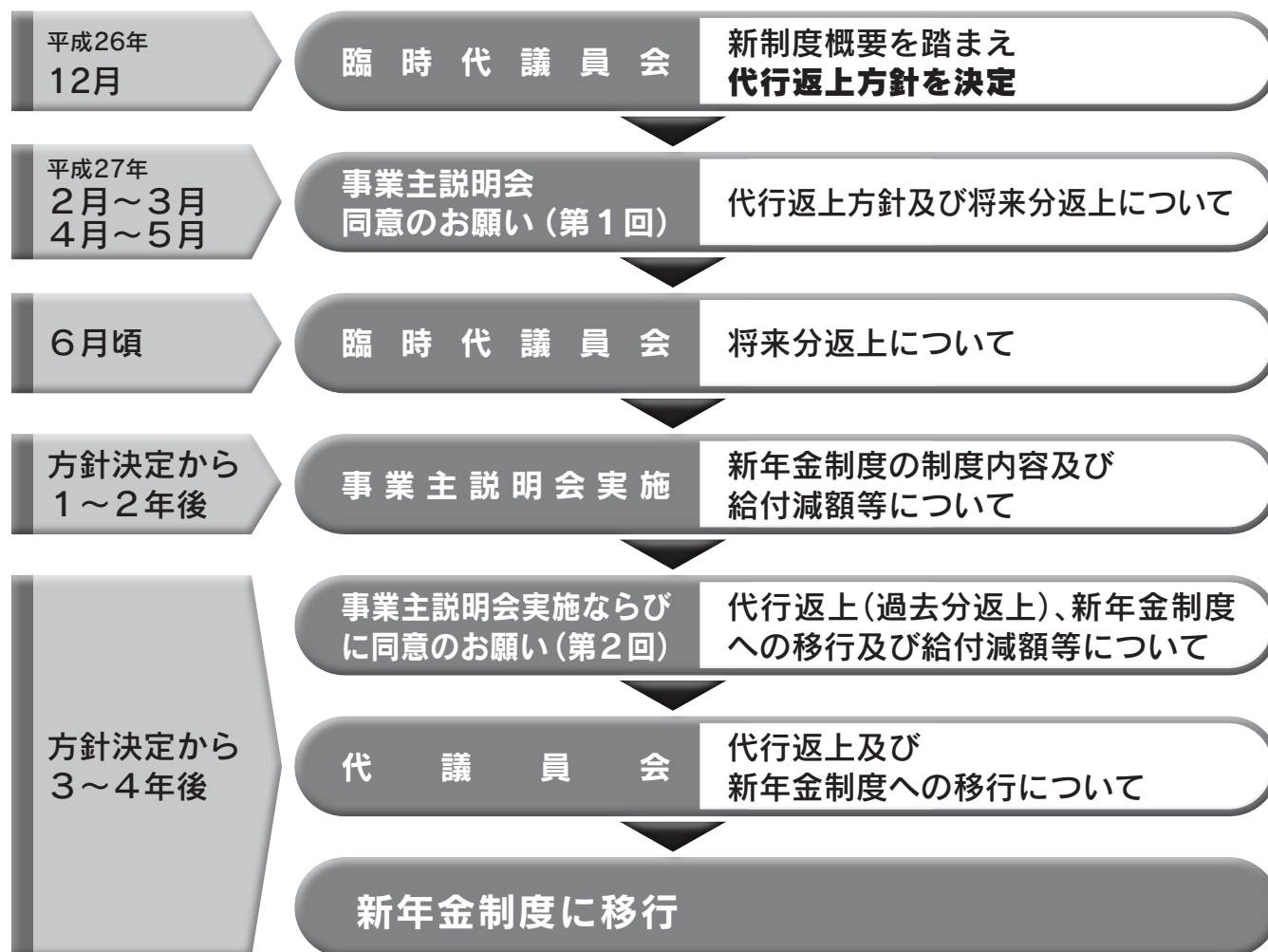
参 考

当基金の財政状況

当基金は、平成26年3月末時点で108億円の剰余金を保有しており、健全な財政状況にあります。



今後のスケジュール (予定)



上記スケジュールは現段階のものであり、厚生労働省等との調整、記録整理の進捗状況によって変わることがあります。